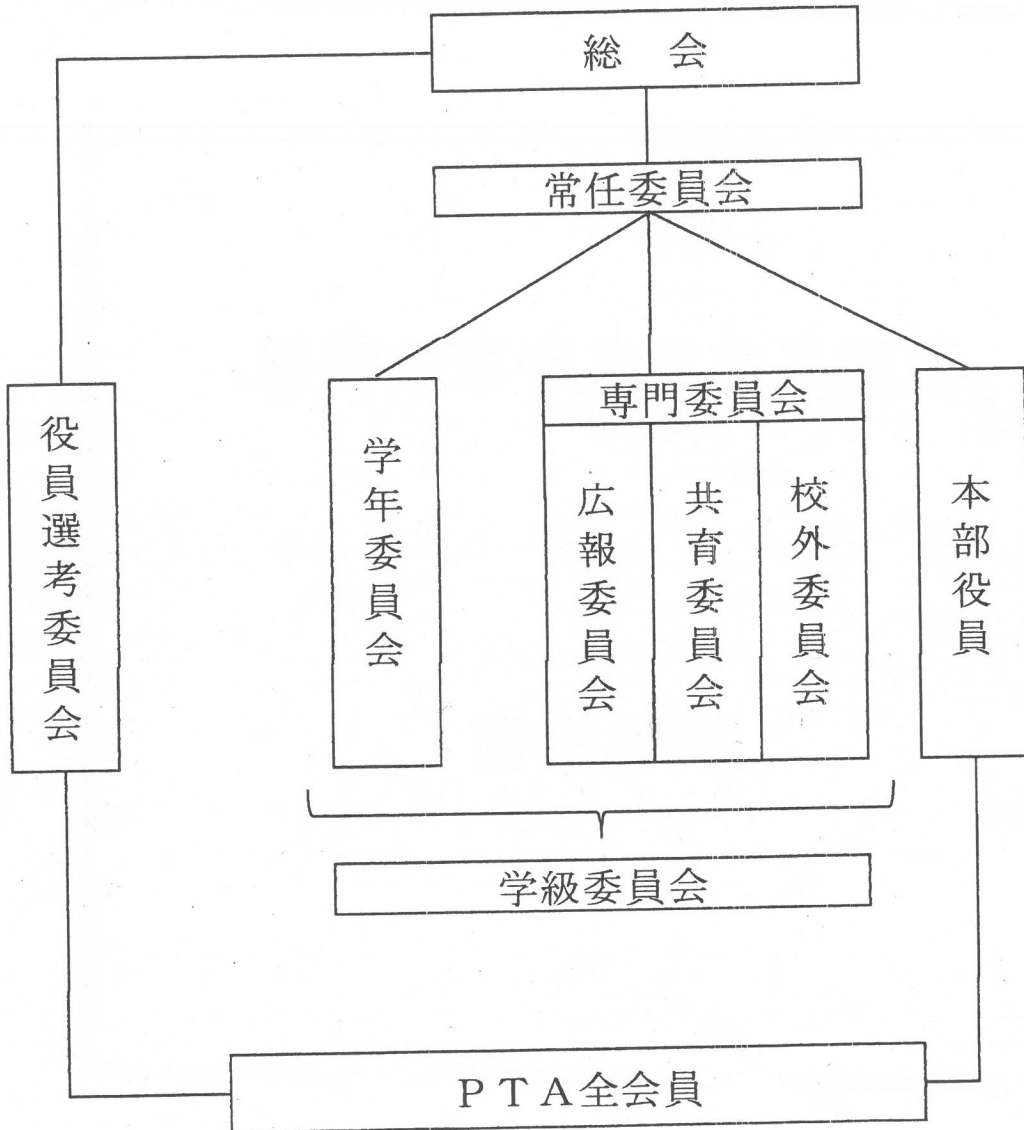


我孫子市立久寺家中学校

PTA会則

久寺家中学校PTA組織図



1章 総 則

第1条 (名称、所在地)

本会は我孫子市立久寺家中学校 PTA と称し、事務局を久寺家中学校内におく。

第2条 (目 的)

本会は会員の相互理解につとめ、協力して生徒の福祉を増進し会員の教養を高めると共に、学校、家庭、地域社会の教育的環境を高めることを目的とする。

第3条 (方 針)

本会は自主独立の団体であり、いかなる個人及び団体の干渉をも受けないものとする。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又営利を目的とする行為を行わない。
2. 教育内容及び教職員の人事に干渉しない。

第4条 (活 動)

本会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. 生徒の教育環境の向上を図る。
2. 生徒及び会員の健康増進を図る。
3. 生徒の校外生活の指導にあたる。
4. 会員相互の親睦並びに教養の向上を図る。
5. その他必要と認めるもの。

第5条 (会 員)

本会員は久寺家中学校に在学する生徒の父母、またはこれにかわる者（以下父母という）及び教職員とする。

第2章 役 員

第6条 (役 員)

本会に次の役員をおく。但し、会長が必要と認めた場合は、本部役員会で検討し、常任委員会の承認を得て、本部役員を増やすことが出来る。

会 長	1名
副会長	3名（うち1名は教職員）
書 記	2名
会 計	3名（うち1名は教職員）
会計監査	2名

第7条（役員任期）

1. 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合には、必要に応じて常任委員会が後任者を選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

第8条（役員任務）

役員任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
3. 書記は本会の記録事務を担当する。
4. 会計は本会の会計を処理し、総会において決算報告をする。
5. 会計監査は会計の収支・経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

第9条（役員選出）

役員選出は次の通りとする。

会長、副会長、書記、会計、及び会計監査は選考委員会において推薦し、総会の承認を得る。

第10条（役員選考委員会）

選考委員会は各学級から1名以上、教職員から2名によって構成され、次期役員候補の選考にあたる。

第3章 機関

第11条（機関）

本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 学年委員会（学級委員会）
4. 専門委員会（学級委員会）

第12条（総会）

総会は年1回、4月または5月に開くことを原則とする。（ウェブによる総会を含む）ただし必要がある時は、臨時に開くことができる。

第13条（総会付議事項）

総会に付議すべき事項は次の通りである。

1. 会務の報告・承認
2. 役員承認
3. 予算の審議・決算の承認
4. 会則の改正
5. その他必要な事項

第14条（総会の成立及び議決）

1. 総会は委任状を含む会員の過半数の出席により成立する。
ウェブによる総会は、会員の過半数の回答により成立する。
2. 総会の議決は出席者の過半数の同意をもって決する。
ウェブによる総会の議決は、会員の回答の過半数をもって決する。

第15条（会議の招集）

1. 総会及び常任委員会は会長が招集し、その他の委員会は各委員会で選出された代表が招集し運営にあたる。
2. 臨時総会は会長が招集した時、又は常任委員の半数以上或いは会員の3分の1以上の要請があった時に開く。

第16条（常任委員会）

常任委員会は総会に次ぐ議決執行機関であり、必要に応じ会長がこれを招集し、必要事項を審議決定する。本会は役員、各委員会の代表をもって構成される。

第17条（常任委員の任務）

常任委員の任務は次の通りとする。

1. 総会の運営
2. 細則の制定及び変更
3. 本会事業の執行
4. 予算及び決算書の審議
5. その他必要な会務の処理

第18条（学年委員会）

各学年委員会は各学級から選出された学年委員をもって構成され、代表2名を互選し、学年委員会及び学級PTA活動の運営にあたる。

なお、第3学年の学年委員は卒業対策にも携わる。

第 19 条 (専門委員会)

1. 各専門委員会は委員の互選によって代表 2 名を選出する。
2. 各専門委員会は次の活動を行う。
 - 共育委員会・・・講演会、学習会等会員相互が学び合う活動
 - 広報委員会・・・広報紙の発行、その他の広報活動
 - 校外委員会・・・生徒の校外指導に関する活動及び地域との連携をはかる活動

第 20 条 (学級委員会)

1. 学級委員会は学年委員、各専門委員 (共育委員、広報委員、校外委員) で構成され、学級 PTA 活動の運営にあたる。
2. 学級委員は各学級より 4 名以上 (若干名) を選出する。

第 4 章 会 計

第 21 条 (会 費)

本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁される。会費は会員月額 200 円とする。ただし特別の事情がある場合は免除する。

第 22 条 (会計年度)

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 慶 弔

第 23 条 (慶 弔)

会員及び在校生に関する慶弔は以下とする。

1. 会員及び会員の配偶者又は在校生が死亡した場合、弔慰金 10,000 円とする。
2. 前項の他、会員又は会員家族の慶弔に関して、その対策を会長が必要と認めた時は、そのつど役員会において協議し、決定する。

第 6 章 細 則

第 24 条 (細則の制定)

会長はこの会則の定めるものの他、特に必要ある時は、常任委員会に諮って別に定めることができる。

第 25 条 (会則の変更)

本会則の変更は常任委員会で原案を審議し、総会において決する。

本会則は昭和 61 年 4 月 19 日より実施する。

本会則のうち、第 19 条と第 21 条は平成 2 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 12 条は平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 18 条は平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 22 条は平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 15 条、第 16 条及び第 18 条から第 22 条までは平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 7 条、第 12 条、第 15 条は平成 11 年 12 月 21 日に改正された。

本会則のうち、第 10 条は平成 13 年 4 月 21 日に改正された。

本会則のうち、第 10 条は平成 14 年 4 月 1 日より実施する。

本会則のうち、第 24 条は平成 19 年 4 月 13 日より実施する。

本会則のうち、第 7 条は平成 23 年 4 月 18 日より実施する。

本会則のうち、第 6 条、第 10 条は平成 27 年 4 月 20 日に改正された。

本会則のうち、第 11 条、第 18 条から第 25 条までは令和 2 年 1 月 25 日に改正された。

本会則のうち、第 12 条、第 14 条は令和 2 年 9 月 8 日に改正された。